

# 神奈川県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官 の職権行使に関する協定の締結について

(昭和38年4月4日甲通達交一第12号)

今回神奈川県警察との間に、別添のとおり、みだしの協定を締結したから、神奈川県警察と緊密な連絡をして、この協定の円滑な運営につとめられたい。

別添

神奈川県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権  
行使に関する協定

神奈川県公安委員会と静岡県公安委員会は、警察法第66条第2項及び同法施行令第7  
条の2の規定に基づく両県の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

昭和38年4月4日

神奈川県公安委員会

委員長 横山 亨

静岡県公安委員会

委員長 相佐 春作

(職権行使の区域)

第1条 両県の警察官は、次の道路における両県の境界から4キロメートルまでの区域  
における事案について、交通の円滑と危険の防止を図るため必要な職権を行使するこ  
とができる。

- (1) 一級国道 1号線(東海道)
- (2) 二級国道 135号線(小田原～下田)
- (3) 二級国道 138号線(小田原～富士吉田)
- (4) 二級国道 246号線(東京～沼津)

(事件の処理方法)

第2条 前条の規定に基づく職権行使によつて捜査した事件の送致は、捜査した警察官  
の所属する警察において行うものとする。ただし、参考人の供述録取その他の必要か  
ら当該警察において捜査し、又は送致することが適当でないと認められる事件につい  
ては、犯罪地又は、被疑者の住居地を管轄する警察に移送し、又は引継ぐものとする。

(細目的事項の委任)

第3条 両県の警察本部長は、この協定の実施について必要な細目的事項を協定するこ  
とができる。

附 則

この協定は、昭和38年4月4日から実施する。